

第四十三回国会 衆議院 外務委員会 議 録 第二十二号

昭和三十一年五月三十日(木曜日)

午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 野田 武夫君

理事正 示次郎君 理事 藤田 篤泰君

理事 古川 文吉君 理事 松本 俊一君

理事 戸川 里子君 理事 穂積 七郎君

理事 松本 七郎君

菅 太郎君

森下 國雄君

河野 密君

細迫 兼光君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

出席府委員

外務事務官

(移住局長) 高木 廣一君

(農林事務官) 齋藤 誠君

(農政局長) 三治 重信君

(労働事務官) 三治 重信君

(職業安定局長) 三治 重信君

委員外の出席者

大蔵事務官

(銀行局特別金 課長) 新保 實生君

(為替局投資第 一課長) 荒川 健夫君

文部事務官

(初等中等教育 局審議官) 高山 政雄君

厚生事務官

(医務局医事課 長) 上村 一君

通商産業事務官

(通商局経済協 力部長) 井上 猛君

運輸事務官

(海運局長) 龜山 信郎君

建設事務官

(計画局参事官) 志村 清一君

五月三十日

委員勝間田清一君辭任につき、その補欠として田原春次君が議長の指名で委員に選任された。

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

はおよそ八カ月にわたって審議をいたしまして、答申を出しております。この答申は昨年の十二月の下旬に終わっておりまして、したがって、内閣側で整理をして提出するのが一月の中旬にできたはずであります。いろいろの関係であらうと思いますが、二月の十五日に事業団法案が国会に提出されておるのであります。提出されたから、私も社会党の国会対策委員会では、これは海外在住日本人全般に対する非常に重要な問題であるから、本会議でまず質問をしよう、こういうことをきまして、議運等を通じて申し入れをしたわけでございまして、本会議の質問というのは大体十五分でありまして、十五分間に質問するとすれば、移住審議会の答申のうちで、なぜ一休事業団法だけ出して、おるか、他の二法案はどうするか、と聞くのは当然です。そういう大きな問題を開くのであり、むしろ外務大臣に答弁の機会を与えるのであります。第二点は、国会議員の中に最近中南米に非常に興味を持ってきておる方がふえたことはまことにけっこうであります。これを本会議でやることは、これらの国会議員諸君に海外に移住して、おる人々の問題を国会でも取り上げていくということを知らせる機会となるわけでありまして、こういう二つの意味で質問をしようとしたんですが、何ゆえか議運では本会議の質問はよして直ちに外務委員会に上げろということになり、それでもめたのでありまして、私もあくまで本会議質問を主張いたしまして、約四週間経過後に、三月の中旬になってようやく本会議で質問することとなり、社会党の西村閣一君が代表質問されました。これに対して農林大臣並びに外務大臣等から答弁されて、そうしてこの委員会に移ったのであります。質問をしてみれば何のことではないのに、どこからの工作であったかどうか、想像以外にないけれども、これを延ばしたゆえんはむしろ政府側にあったのではないかと。したがって、社会党が海外移住事業団法に反対して、この審議を遅延しているという見方は、全く間違っているものであります。本日例外として本曜日にこの外務委員会を開いて海外移住事業団法を審議するということに対して、社会党は直ちにこれに反して、たゞいま私が参つておるものもそのわけでございまして、したがって、そういう意味の卑劣なる妨害的な悪口を社会党に言つてもらつては全く困る。しかるに、社会党がなぜ海外移住事業団法に熱心であるか。海外に移住する人は、農民であり、漁民であり、労働者であり、中小企業者であります。国内における政治が悪く失敗した者もありまして、いろいろな事情において海外に行きたい人々もありまして、三井の長男や三菱の次男が海外に移住するのではないのであります。したがって、勤労者の代表としての社会党が海外に新たに自己の運命を託そうとする人々に対して非常な注意をし、同情をし、御協力しようというのは当然

でありまして、ざるがゆえにこそ、われわれは国会の本会議において問題にしようとしたわけであります。この機会に私は、余分なことでありまうけれども、そういう無理難題を社会党に非難を一応御説明しておかなければならぬ。これに対して野田委員長はどうお考えになるか、御答弁をお聞きしたい。

○野田委員長 田原委員にお答えいたします。海外移住事業団法に對しての社会党の態度に對し、われわれは何らの非協力という想像もいたしておりません。したがって、何かそういうことが新聞の論議その他に書いてあったとすれば、それは新聞社独自の見解でありまして、私どもの関知するところではございせん。なお、きょう定例以外の日に本法案を審議される社会党の態度に對して、委員長としては非常に敬意を払つております。今後ぜひひとつ法案審議の促進に一その御協力をお願いいたします。

○田原委員 事業団法の審議に協力することは当然であります。このままのむかひのまぬかという賛否は別でございまして、それは分けていただくかなければならぬのは当然であります。一たん法律ができますと、そう簡単に改正等はできません。それから、これが海外に現住しておる日本人に對してどういふ影響があるか、国内の關係各省との關係がどういふか、こういうことについては、この審議の過程におい

てわれわれは十分明らかにしていきたくないのでございますから、われわれが定例の金曜日以外に定めたからといって、直ちに審議を打ち切ったり質問を打ち切るようなことには出ないように。そういうことになれば、私もほかかつて安保条約に反対をしたように必要に応じて幾らでも動員ができますから、どうか外務委員会はきれいに徹底的に審議をやつて、よくのみにまわして、関係各省に対して、また関係団体に対して、また現地の人々に対しても安心していけるように願いたいと思う。したがって、審議の過程において資料がたぐさんあれば何回でも審議はしなればなりませんから、定例の金曜日以外に開くことは私は賛成であります。したがって、審議は、必ずしも午前に限らず、午後でもいいし、夜間でもいいし、深夜でもいいのであります。促進方については異存がありませんが、突然議事打ち切り、質問打ち切りのような暴挙に出ないよう、これに對する自民党側の心がまえをいま明らかにしておいてもらいたい。委員長でもないし、理事のだからでもない。

○野田委員長 それでは、私から重ねてお答えいたします。
いま田原委員のお述べになった趣旨はよく了解しております。議事の審議の促進に御協力くださるということをはつきりとお述べいただいたので、委員長としては非常に満足しております。ただし、田原委員の御心配になるような審議の不当なる打ち切りその他については、もとより委員会は円満に公正に運営したいというのが私の本旨でございますから、御協力を願えれば、そういう非常手段に出るというふうなことは今日のところ考えておりません。ただ、一言田原委員に申し上げておきますが、十分審議を尽くすことは全く私も賛成であるし、むしろ望んでおります。しかし、少なくとも国会の会期というものが大体限定されておりますし、また、両院制度の關係で参議院の審議時間というものも当然考慮して議事の運営をするのが妥当ではないかと思つておりますから、この辺のことはよく御理解願ひまして、本法案の審議に対して一そうの御協力を願ひたい。

私は率直に申しますが、田原委員は何か政府・与党が本案を審議したことを議決するために謀略でもしているように誤解しておられるようでございしますが、われわれは何らそういうことはいたしておりませんし、いま申しましたとおり、審議はできるだけ丁寧にやり、同時に、運営はきわめて公正にやる。ただ、時間的の問題がございすから、政府も希望いたしましたように、われわれ委員会といたしましてはことさらにその辺を考慮いたしまして、また理事諸君と御相談の上審議の日取りその他について決定したいと思ひます。

田原さん、これで御了解できますか。
○田原委員 それでは、いづれそれはまた途中で質問することもありますが、一応委員長に対する質問はこれで終わることになります。

先回、この委員会におきまして、大平外務大臣に対して、移住に關係ある各省の仕事を私が申し上げた。すなわち、大蔵省、農林省、労働省、建設省、通産省、厚生省、文部省の仕事について申し上げましたが、しかし、即答は別に期待しておらなかったわけですが。本日は、これらの各省から来ていただいて、海外移住に關するそれらの省の行政、今後の問題等についてお尋ねしたい。お忙しいところ御苦勞さんであります。

それでは、各省別に、最初に文部省關係からお尋ねいたします。文部省にお尋ねいたしますことは大体三点あります。第一点は、海外における日本語の普及問題。第二点は、第一点の中に入るかもしれないが、海外における二世、三世等の日本語學校の問題。第三点は、国内における、特に中等學校においての海外移住思想普及に關する施策の問題で、これは教科書の問題とも關連しております。ただいま御出席になっておられる方がそれらの専門であるかどうか存じませんが、できるだけ明快に簡明にお答えを願ひたいと思ひます。

まず第三点からいきたいと思います。戦前、海外移住が非常に盛んになりました。このころ、高等農林學校には植植科というものがつくられておつた。盛岡高等農林、宇都宮高等農林、三重高等農林、岐阜高等農林、鹿児島高等農林、宮崎高等農林にはありました。これらの學校の卒業生は、それぞれ北中南米、東南アジア等に移住いたしました。それぞれの地方において仕事をやらせ、国内で受けられなかった高等教育のゆゑもあり、その地方における日本人会あるいは農業協同組合その他の団体の長となられた方もあり、在留日本人の指導者となつておられる方がたくさんございます。いま思い出しますと、たとえばアルゼンチンのメンドサに星という人がおりま

した。約六十年前に行かれ、これは盛岡高等農林の出身ですが、たいへんな信望を得まして、その州の知事等も非常な尊敬をされておられる。それから、ブエノスアイレスの郊外にブルザックというところがありますが、そこに、八十何歳の御老体であります。石川という方がおられます。これはまた盛岡高等農林の出身でありまして、いまなおかくしゃくとして野菜の栽培をやつておられ、その付近の日本人の野菜栽培業組合の組合長をやつておられます。たいへんな信頼と尊敬を受けておられます。こういうふうな、戦前には非常に優秀な教育を受けた方々が海外各地に行かれました。しかるところ、敗戦になりまして、マッカーサー司令部の命令によつて、日本人の海外移住一切まかりならぬ、特に文部省關係の學校教育から移民教育を一切削除するということになりました。拓植科、南米移住科のごときは一挙に姿を消したことも文部省の方御承知のとおりであります。しかし、現に海外に百万からの日本人が行つておられますし、農業技術その他の進んだ日本の技術を知りたいと考えております。したがって、独立の度合いが濃くなるとともに、一面において外務省では海外移住事業團をつくるのに、肝心なための教育機關ではマッカーサーにしかられつぱなしてふるえておるといふようなことにはしか見えなない。そこで、海外移住教育を高等専門學校に復活するような方向にやつてもらいたい、これに對する文部省としての方針をまず最初に聞きたい。

○高山説明委員 お答え申し上げます。文部省としましては、ただいま先生

の仰せられましたとおり、終戦直後は教育問題におきましてもやや虚脱状態が続きました。諸般の事情から海外への移民教育というものはおそらく小学校から大学まで行なわれ得なかつたのであります。ところが、その後の情勢の変化によりまして、漸次海外に對する関心というものが高まつてまいりました。したがって、現在、中等學校に關する限り、指導要領におきましては、きわめて微温的ではあります。これを教科書においてわれわれがのぞいてみますと、従前に比べてかなり指導せられるようになっております。しかしながら、ここに私持つてまいりました教科書は高等學校社會科の教科書であります。ただ一つの教科書にのみかなり詳しく書いてある。しかも、その詳しく書いてある中にも、ただいまのお話から申し上げますならばきわめてわずかであります。この点につきましては、今後より一そう海外移住の思想なりあるいは現状の把握という方面に向かつて文部省は努力すべきだといふふうには考えております。なお、中学校におきましては、一年生の地理の時間、小学校で教えました、きわめて簡単ではあります。ブラジル等における、あるいはハワイ等における移民の状況の上に立つて、教科書では教えております。

なお、戦前の盛岡の高等農林のごときお話は、現在から申しますならば隔世の感であります。今後いかうにこれを伸ばしていくかということは、外務省なりその他の省との連絡協調によつて進めてまいるといふふうな考えでおります。

○田原委員 海外移住思想というのは

中学時代が一番大事だと思つたのです。したがって、中等学校の教科書にどの程度入っているか、いま調べておりました。それから存じませぬけれども、どうぞ、課外教科書のごときものの編さんをお奨めして、海外で人望、衆望を集めた日本の先覚者の伝記くらいは読めるようにしてもらいたいと思つた。これは将来の希望でありますから、引き続きやっていたきたい。いかように事業団ができましたといたしまして、移住思想というものが全国的に普及しなければいかぬと思つたから、希望しておきます。

第二点は、日本語学校の問題であります。私は、今日まで、自分で言うところのほらになるから恐縮しますが、けれども、二十八回海外を旅行しております。第一回は北米四年半、次は南米二年半、そのほか、旅行免状のあるだけでも十八回あるのです。あとの十回は戦事中の旅行であります。至るところで中国人の学校を見ます。たとえば、豪州、ニュージランド、インドネシア、北米では太平洋沿岸、あるいは東京の四谷にもチャイニーズ・ランゲージ・スクールと書いてあるのがあります。中国人は、北米のごときは六世の代に入っておりますけれども、あのむずかしい漢字の中国語を覚えております。日本の側は、何だか敗戦の虚脱状態から海外で日本語学校をやることはいかぬように思ひ、また、外務省も出先が不親切であり、そういうことで、向こうの法律どおりをただ順守しているだけでありますから、つくっております。最近になつて、どうしても子供たちに日本語を教えたいという父兄の希望も

ありまして、その国々で交渉したり、あるいは校舎を日本人で建てて、先生を向こうで雇ひ、別に放課後に日本語を教えているところもあります。こういう場合に必要なのは、日本語の改良なのであります。漢字がむずかしいてなかなか覚えにくい。これはやはり文部省の仕事じゃないかと思つたけれども、あるとき向こうの二世から聞かれたのですけれども、生まれるという字だけで六十四通り読みかえがあると言ふのです。「生」の「なま」「生」の「き」「生」の「うぶ」とか、なるほどと言へばそうあるでしよう。おじさんなぞかと聞かれたのです。なぜかと聞かれてもよくはわかりません。そのとおり読めよと言つたんです。どうにもわからぬ。したがって、ほんとうの日本語を普及するに、まず一字一音主義にするとか、かたかな、ひらがな併用にするとか、いろいろむずかしい問題があると思ひますが、それを一体どの程度文部省が取り組んでおるか。もちろん、手紙を書いたり四書五経を読むという教養の問題は別です。日本語というものをもう少しわかりやすくして、そして科学も哲学もやさしい日本語でわかるようにしてもらわねえ、これが海外で二世、三世をかくえておる父兄の一番の悩みですね。いま、日本語の海外普及を考慮した場合における簡素化とか、どの程度これをやっておりますか。これを一つこの機会に聞かしてもらいたいと思ひます。

○高山説明員 ただいまの御質問、なかなかむずかしい問題であります。国語の問題に關しましては、御承知のとおり、両面から両極端の意見がござ

いまして、文部省はその中に立つて非常に苦んでおるといふのが実情でございます。それは、日本の文化なりあるいは伝統といふものをいかに生かしていくためには、なぜ漢字をあいつうに簡略にするのか、日本語といふものが乱れておはせぬかという意見もあり。小学校におきましては、現在、御承知と思ひますが、一年から六年までの間に八百八十一の教育漢字といふものを、全部読むことができたとしております。中学校の三年におきましては、さらにその上に、合計千八百五十の当用漢字といふものが読めねばならない、必ずしも書けなくとも、読み方が読めねばならぬといふうちに、漢字の教育といふものにならぬ力を注いでおります。ところが、一方におきましては、ただいまのお話のように、日本語がむずかしい言葉はない、読み方について、さらに送りがないについていろいろ改良せよといふので、国字の改良問題がある。一方においては、科学技術の教育を促進させるためには思い切つてローマ字を採用せよといふような意味合いのローマ字論者といふものも出ておるわけでありまして、そのような意味合いから申しまして、日本の文化を正しく伸ばすためには、一方においては漢字といふものを制限せねばならぬ。しかし、一方においては、日本人の心情をつちかうためには必ずしも漢字といふふうなものをあまり簡略化してはならぬという御意見がござります。そこで、文部大臣の諮問機関である国語改良のための委員会が戦後ずつといふいろいろの建議なり答申を出してまいりまして、今日では、

皆さん御承知のように、漢字といふものはとにかく簡略にするんだというところで、先ほど申しました当用漢字、教育漢字といふものを設けまして、最小限度の教育漢字は学童にも教える。しかしながら、一方、四年からはローマ字さえも小学校では必修というふうな形で課しております。これも日本語になつたといふふうな観念の仕方でございます。同時に、英語といふものを、中学校においては必修にはしませんが、これも九〇数%の生徒が英語を履修する、高校ではこれを必修にするといふふうな形で、広く、古くからの日本語の上にローマ字を取り入れ、さらに外国語を課することによって国際的な視野といふものをつくつてまいらうという形でございます。ただいまの、簡略化して二世、三世の海外移住者のための便をはかれといふ御意見は、われわれにとりましてはまことに参考にはなりませんが、けれども、はたしてこれをどういふふうにしていくかといふことにつきましては、目下なお研究中の問題でございます。

○田原委員 これは議論すれば長くなりますから、一応御意向を聞く程度にして、次は、海外各地に日本語学校を経営する場合に、適当な教師を派遣するなり、できれば校舎あるいは設備等に、これはその国の承認を前提といたしますけれども、お手伝いするといふことはいかかものではないか。これは移住局にも関係があるでしようかと、文部省の考え方を答え願うと同時に、現状の説明は移住局の方から……。

○高木政府委員 移住地におきます日本語学校につきましては、南米各国それぞれ初等教育は嚴重に規制をしております。そういう意味におきましては、日本語を課外第二言語として教えるという方式でやっております。なお、南米諸国では、ところによりましては学校施設が非常に不足しておりますので、日本側で校舎を建てまして、先方の先生を入れて教育を普及していくという方針で、できるだけ移住地に学校を整備するようにいたしておりますが、移住国における教育、特に初等教育では嚴重な制限がござります。

○高山説明員 文部省では直接積極的には現在施策を講じておりません。○田原委員 次は建設省の海外移住に關するいままでのお仕事なり今後の見通しをお尋ねしたいと思つたのです。建設省で、建設青年隊の中に南米開発青年隊といふものをつくられて南米各地に優秀な青年を送られておること、非常に喜ばれております。私が知つていただけでも、エスピリトサント、ブラジリアの市街地の建設、ウジミナスの製鉄所の地ならし工事、リオデジャネイロの石川島造船所の建設工事、グアタバラの農耕地の整地工事、パラナ州のドラードスの森林伐採事業、アリアンサの復旧工事、そのほかまだいろいろやっていると思ひます。これは、嚴選に嚴選をして優秀な青年を採用し、測量、製図その他の技術を教えて海外に出していることと思ひます。これは今後とも続けてもらいたいと思つたのでありますが、旅券の形式上か招待者の形式上等で、サンパウロ州では農民になつてゐるのがあるのですね。それは、将来農民になるのもいいと思ひます、農業土木もありま

ら。しかしながら、技術者としての誇りを持ってその修練を積んで行くのでありますから、技術者として出す、やはりこういうふうな外務省その他を通じて折衝をして、そういう資格でやつてもらいたいと思うのです。最近の状況はどうなっておりますか、今年度出す御計画はどうなっておりますか、これをちょっと聞かしていただきたい。

○志村説明員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

青年隊は、三十一年度に発足いたしましたから、国内では建設省がいろいろ訓練いたしまして、海外に送出いたしますことにつきましては外務省の手をわすれまして、現在まで大體二百四十名ほどブラジルに行っております。ブラジルに参りましてからの仕事のやり方等につきましては、ただいま田原先生からお話がありましたように、いろいろの方面で活躍しているわけでございます。

移民の形式でございますが、従来は農業移民という形で行かざるを得なかったわけでございますが、農業移民として参りますと、いわゆるブラジルにおきますテクニコとして伸びていくにはいろいろ不都合な点がございまして、外務省ともいろいろ御連絡申し上げ、御尽力を賜りまして、また、日本におりますブラジルの総領事の御好意等によりまして、三十八年度からは、いわゆるテクニコとして、技術者というわけで移民できるという段取りがついております。したがいまし、従来農業移民として参りましたことによつて生じた不都合というものは、今後は解消されるということになるかと思っております。

また、今後青年隊の南米への送出の問題でございますが、建設省におきまして国内訓練を受け持つておると申し上げましたように、三十七年度におきましても、中央隊というふうなものを組織しまして、その中で一年間ほど訓練をいたしておりますが、約百数十名の人間が集まって参りますから、その中からいろいろの厳選したあけく、ただいまのところ約四十二名というものが、せひ南米に参りたいということで待機をいたしているかところでございまして、以上でございます。

○田原委員 先ほど私が名前をあげましたように、ただいま建設省の南米開発青年隊の行つておられるところはブラジルであり、ブラジルのうちの南部であります。しかるに、日本政府ではパラグアイの相当大規模な土地を買つておられます。ボリビアも、日本ボリビア移住協定が一番早くできたくらいで、非常に日本人を歓迎しておる。未開地を一戸当たり五十ヘクタールくらいはくれるくらいである。それから、同じくブラジルといたしまして、北部のアマゾン地帯。これはあまり大き過ぎてどこから手をつけれない状態ですが、しかも、手をつけるとすれば、まづ河川の改修。これもアマゾン大河までいきますが、マデイラ川、リオネグロ川のようなところ。こういうところは、やがて木材あるいはパルプ工業、造船所あるいはゴム工業、砂糖工業、石油工業等が漸次できるのじゃないか。したがって、従来は海外海外と言いましても実際ブラジルであり、それも南方ですが、そのブラジルの南方だけに偏することなく、できるならば

アマゾンかパラグアイのイグアスくらいのとこに、第二次訓練所といひますか、現地訓練所といひますか、こちらですぐつた人を向こうへやつて、向こうでさらに気候や語学や地理を覚えて、それから必要とあれば直営工事を請け負つて道路や橋梁等をやるというぐあいになるべきじゃないかと思ひますが、こういうことに対して、一休外務省が消極的であるのか、予算のほうの手が伸びないのか知りませんが、当然アマゾンと取り組まなければならぬと思ひます。御承知のように、すでに三十余年前から日本人が入つておりました、三十年祭もやり、ざつと八千人くらいが散つております。至るところで精氣はつたつたる技術者を要望しておる。また、採算上収益のある土木工事もあると思ひます。今後のみなさん方の御計画は、ブラジル南部にのみ限定することなく、ブラジルであれ、北方、その他の南米であれ、パラグアイあるいはボリビア、アルゼンチンもよいのでありますから、そういうような方面について計画を進めていかれるかどうか、外務省はこれを妨害するか賛成するか、これは両方から一べん聞いておきたいと思ひます。

○志村説明員 ただいま田原先生から非常に示唆に富んだお話を承つたのであります。ただいまのところ、昭和三十一年度から南米に青年隊の諸君が四十四名、ことし参りますものを合わせましても三百名足らずでございます。その送出した若い青年諸君は、田原先生がアマゾンの地域についておっしゃられたように、パラナ州北部のセーラードラドスというところに基地を設

けまして、そこで一年間勉強いたしまして、ブラジルの風土にもなれ、ことばにもなれて、そして自立をしていくというふうなことをしております。が、まだ人数も少のうございまして、歴史的にも、八年近くたつておりますが、それでもまだ完全に基礎が固まつておりませんので、まずセーラードラドスの基地を固めるといふことが第一の目標ではないか。ただ、そのドラドスの基地を終わりました青年隊の諸君が、先ほど先生のお話でございまして、先づ、中部ブラジリアの建設とか、その他各方面に散つておりますが、その際、あるいはアマゾンの開発というのに青年隊の一部が集団的に仕事を携へて行くといふことも考えられるではないかと思つておられるわけでありまして、そういう現地の実情等につきましては、実は私来月からブラジルへ参りましていろいろ見てまいりたいと思つておられますが、さしあたりは現在の基地を強化充実するといふことが目標ではなからうかといふふうに考えている次第でございます。

○田原委員 関連して移住局長にお尋ねします。これは建設省で南米建設青年隊を募集した場合のことです。東京都の海外協会にその話をしたら、外務省のほうからある事務官が行つて、建設省の青年隊は募集せぬでもよい、おれのほうの考えている農業移民だけを募集しろと言つたことがある。これはまた聞きであります。そういうふうな空気が少しでも外務省にあつたものでは好ましくない。自分の省から出たものは一生懸命にやるけれども、ほかの省から出たものはどうでもよいといふ考えはもつてのほかでありませう。

わんや、事業団までつくろうといふときに際して、移住局ではそういうことではないと言ふに違ひないけれども、どの省からでも行けるものは積極的に出すのが当然だと思ひますが、移住局はどういうふうな考えておりますか。

○高木政府委員 ただいまの問題、若干誤解があるのだと思ひます。産業開発青年隊は建設省で募集しておられまして、その中から海外移住の希望者を選抜せられてお出しになるのであります。したがって、この募集は外務省がやるのではなくて建設省が直接おやりになる、こういうふうな了解いたしております。

○田原委員 大平外務大臣がお忙しいところをおいでになつて、まことに感謝にたえません。きょうは、この間あなたに最後に御質問いたしました点について各省の関係の方と話をしておりました。それをあなたにも聞いてもらひ、最後に大臣にも御質問申し上げます。ただいま文部省と建設省が終つたわけですが、次は厚生省の方にお伺ひしますが、先般の当委員会でも向こうのお話を申し上げましたように、非常に、医者や歯医者、薬剤師、それから、はり、きゅう、あんま、産婆、看護婦等が足りないことは事実であります。向こうの国の法律が、ブラジルもアルゼンチンもコロンビアもペルーも同じであります。その国の医科大学を卒業してその国の免許を取つた者でないとなかなか開業しにくい。そういうのは向こうの医師会の都合であつて、へんびなどは、やはり、日本語がわかり、日本の薬を使う親切な日本人の医者さんが

ほしい。アマゾン・のシムパイターと
さえ言われた細江先生が先般来
て、さだめし厚生省にも行ったと思
いますが、ブラジルの例をとってみま
しても、ブラジルの政府ではそういう方
針で、医師免許規則はあるけれども、
アマゾンに入っていきますと、アマゾ
ナス州あるいはパラ州のような州で
は、その州限りで特に州知事が許可を
して日本での有資格者は一定の条件の
もとに開業できるのでございます。そ
れから、日本とパラグアイとの移住協
定では、この点に明文で触れておりま
して、主として日本人を診療する者は、
その日本村で日本人の医師が日本だけ
の資格で、パラグアイ側の大学を卒業
していなくても、診療できるといふ協
定ができております。ブラジルとの間
には不幸にしてできておりません。先
般日伯移住協定のときにも質問したの
でありますけれども、どうもその点は
先方の都合でということそのまゝに
なっております。したがって、方法と
しては二通り考えられます。一つは、
正政法で、ブラジルの医師法の除外例
を公式に求める外交的折衝、一つは、
へんびな土地にすでに住んでおる日本
人村に対してはその州限りの許可を得
て、とりあえず医師を派遣するという
方法です。いずれの場合にいたしまし
ても、厚生省が積極的に海外在住日本
人に対する医師の派遣方あるいは医師
以外の先ほど申しました各種の職業の
方々を出す気持がなくてはいかぬ。私
が困難な点を打開していかねければ
ならぬ。日本でも医者でいきたい人
がたくさんありますが、向こうでのい
ろんな困難な点があるために行つてお

りません。もう少し積極的な努力をし
て出すようにしてほしいと思うので
すが、従来どういふふうな態度をと
ておられたか、また、今後どういふ
にして打開されようとしておるか、御
意見をこの機会にお伺いしておきたい
と思います。

○上村説明員 基本的な考え方とい
まして私も考えておりますのは、
海外にある日本人の保健衛生と申しま
すのは、第一次的な責任というの
は、第一的な責任というのには先
ずその政府にある。これは日本国内に
あります外国人について保健衛生の責
任を厚生省が負つておられるのと同じ
事情ではないかというふうに考えてお
ります。ただ、その場合に、その国に
いてお医者さんの数が足りないとか、
先生がお話しになりましたように語学
の關係で、とうてい現地のお医者さん
にかかることができないというよう
な事情がある場合に、医師を派遣する
ということになってまいるわけござい
ます。その場合に問題になりますの
は、いま御指摘になりましたように、
日本の医師免許が向こうでそのまま通
用しないということ。これは日本の医
師法におきまして外国の医師免許
は日本でも通用いたしません。必ず日
本で国定試験に合格しなければ、外国
の医師免許を持つておられる人であ
つても日本で医師になれない、そう
いう仕組みになっております。それと
同じことが、いまお話しになってお
るわけでございます。いまお話しにな

ました正政法でない方法、私も不勉強
でよく存じておりませんでしたが、
も、そういう方法がかりにあるとし
ますれば、そういう方法を利用するとい
うこともできるのではないかと思いま
すが、いづれにいたしましても、日本
で医師の免許を持つておられる人が
向こうで働けるような体制を向こう
側でとるようなことを外務省の方で
話を進めたい。私どもの方では移
住地に医師を派遣するということにつ
いて協力するつもりでおります。幸
い、この前細江先生がおいでになり
ましたか、日本の医学教育の田宮先
生が中心になられて、日本ラテン
アメリカ医学協会という民間の組織
をつくり、相互に医療の交流をし
ようという話合いができて、ア
メルチンとブラジルには現地に
もそういうものをつくらうという
動きが出てまいりましたので、話
はより進めやすいのではないかと
いうふうに考えておる次第でござ
います。

○田原委員 日本の医学教育で外国語
を教えておられますが、ほとんどド
イツ語です。ある医科大学では英語
もありますが、フランス語、スペイン
語というのはない。英語をやつて
みたら、アメリカへ行つて別に開業
するわけではない。スペイン語は世
界で十七カ国が使つております。ス
ペイン語をしゃべる人口は英語より
多いのです。私はアメリカのある大
学におりましたときにスペイン語を
やりました。その教室に医学部の学
生が来ておるのです。そこで、お
前はなぜスペイン語をやるのかと聞
いたら、開業する。あそこにはメ
キシカンが多いからやるのだと
答えた。日本では医学部において外
国語を勉強するけれども、開業用語
になつておらぬのです。いかにド
イツ語をやつたといつても、ド
イツ語のいろいろな雑誌を読むこと
はできません。でも、ドイツに行つ
て開業するわけでもない。何かド
イツ語でやればえらゝいように一
つの優越感を持つておるの
ではないか。お医者さんのうちの割
がらに教授になるくらいで、九割は
開業医なんです。したがって、厚
生省では、ドイツ語、英語、これ
はあから廃止するわけにはいかぬ
けれども、医学部には、スペイン語
、ポルトガル語、朝鮮語、台
湾語、インドネシア語とい
うようなものも併設して、卒業
後に備えてやる親切がなければ
いかぬ。この間、大阪医科大学を
卒業して医師の免許を持った若
い二名の者が、細江博士の行動に感
激して南米に行く決意をして、そ
の送別会がありまして、私はわざ
わざ大阪に参りまして、激励して
まいりましたが、残念ながら、残
念ながら、やはりスペイン語、ポ
ルトガル語は知らない。開業しな
がら覚えてくることが出来るとい
うことはなかなかない。へんなこ
となんです。したがって、教育の面
におきまして、開業用外国語とい
うものを、選んで奨励したらどう
かと思ひます。国内で医者が多い
とか、若い意味の野心のある医
師を海外に派遣する必要がある
と思ひますが、その点について
は、あなたで答弁ができれば大臣
が来るまで待つてもいいのであ
りますけれども、あなたの考えを
ひとつ聞かしてもらいたいと思
ひます。

○上村説明員 医学教育の面は文部
省の所管に属しております。私ども
のほうにいたしましては、医師にな
るに必要な資格を要求するだけで
ございす。それ以上のことは、奨
励はしますけれども、要求はでき
ません。しかし、医学の進歩が著
しいのでございす。それから、医
学の課程そのものがほかのものに
比べて二年長いといふことと、そ
の二年長い課程がぎつちり詰ま
つておるときに、それまでやれと
まではなかなかすすめることが
思つております。

○田原委員 上村さんでは無理か
もしれませんが、いまこゝであなた
に講義しようとは思はぬから、その
程度にいたしておきます。

それから、もう一つ、来られた
ついでにお尋ねしますが、これも
あなたの所管でないかもしれぬ
けれども、南米の各地に日本の
各大学病院の共同実習場という
か共同試験場というか、ある
いは共同病院のごときものを
漸次つくられたらどうか。ちやう
ど済生会や赤十字病院が国内に
あるようにですね。それならば、
開業医といふものの研究もあ
まりむずかしくないのであ
らう。先方も一定の条件で交
渉すれば歓迎するのではない
か。そして、野心あるよき
医学徒が三年、五年とおつて、
博士論文の基礎調査も施
療もできるのではな
いかというふうに考
へますが、これは
少し外交に關係があるから、
厚生省と外務省と
両方から聞かして
もらいた

○高木政府委員 先ほど来先生が
おっしゃつておられた、お医者さん

現地を施療することにつきまして、は、各国とも非常に慎重なものでござい
ます。これは、外務省といたしまして
は、その資格を認めさせたいと思いま
して相当努力しております。日伯移住
協定のときにも、日本のお医者さんが
直接向こうで開業できる交渉をやりま
したのですが、これはどうしてもため
で、アマゾンのようなへんぴなところ
で移住団体が応急の場合に施療を行な
うことができることを認めている、そ
の程度でございます。それ以外には、日
伯文化協定の交渉のときにも交渉いた
しまして、これもだめです。その点
は、イタリアとブラジルの文化協定で
も、イタリア側がお医者さんの施療を
強く要求したが、この協定でもどうし
ても認めなかった。これは、世界各國、
国内におけるお医者さんの政治力が非
常に強くて、外国からのお医者さんの
施療を認めることは困るというのが現
状だろーと思ひます。これは東南アジ
ア諸国でも同様でございます。先ほど
も厚生省から申されたように、昨年来
ラテンアメリカ医学協会の動きが医学
界の幹部の方々から出まして、われわ
れもこれに全面協力いたしまして、表
からいけないうるを、裏からの努力
で、実際上人と人との知り合いであ
ちのほうから簡単にそういうような臨
時的な許可等を取るようになしうとい
う考えでございます。そのときの考え
の中にも、将来できたならばブラジル
のようなどころに日系の大学をつく
て、そしてその中に医科も置けばその
他の学科も置くべきであるということ
があったのでありまして、ブラジルの
ように五十万も日系人がおるところで
はそうすることが非常にぐあいがい

い。現に、ヨーロッパ諸国、アメリカ
諸国は大学を持っておりまして、それ
らの国民がブラジルへ行きまして、そ
の大学で許可を取るといふのは非常に
簡単であるというふうなことでござい
ます。

なお、病院につきましては、先生も
御承知だと思いますが、戦前にサンバ
ウロに日本病院ができてまして、ここ
で日本人が中心になりまして医療をや
っております。細江ドクターのごとき
は、資格がないために、もう一度向こ
うの大学のコースを履ましてあそこ
にあられたような次第でございます。不
幸にして、戦争になりました、大学病
院はじめ、すべて日本政府の息のか
かったものは閉鎖、日本人の手から離
れざるを得ないことになりました。の
で、ブラジル人の経営で今日まで来て
おるのでございますが、最近になりま
して、またわれわれとの関係もつきま
して、日系のお医者さんを入れること
につきましても、また、日系の患者に
対する特別の割引等も実現するよう
になりまして、先生のおっしゃいました
ようなことがだんだんできる素地がで
きつつあるというふうに思ひます。

○田原委員 続いて外務省と厚生省の
上村さんにもう一つお聞きいたしま
す。

それは、医師以外の、特殊に日本に
発達した技術、すなわち、はり、き
う、指圧、あんま、これは国内にお
いてもやはりたいへん重宝がられてお
ります。海外では特に少ないものでは
ない、たいへん喜ばれてきたわけ
です。したがって、医師免許がなくて
も、医師の補助機関というような意味
でも渡航ができないものかどうか。

いま南米ではほとんど各地にありま
す。北米でも日本人社会にはありま
す。したがって、今後新たにそういう
資格を持った優秀な人で海外に行つて
そういう仕事をやりたい者に対して、
厚生省で積極的な指導と援助をし、外
務省もまた積極的な交渉してやるとい
うふうにあつたほうが、在留日本人に
とってはたいへん重宝なんだが、この
問題はどうか。

○上村説明員 先般の委員会におきま
す先生のお話、速記録をいたしてお
りますので読んで考えてみたわけでご
ざいます。あんま、はり、きう、
柔道整復、指圧というもののについ
て、外国の状況はどうなつておるか、
私も全然承知し得ない状態でござ
います。日本の場合にも、一定の資格
を持つておる人間でないと、あんま、
はり、きう、柔道整復、指圧はでき
ないという仕組みになつておるが、同
じような仕組みが向こうにあるのか
ないのか、かりにないとしたら、これは
向こうが入国を許可さえすれば渡航が
できるわけでありまして、外務省のほう
からそういう人を出してもらいたいとい
う話がありますれば、私も関係団
体と呼びかけまして出せるのではな
らうかというふうにお考えしております。

○高木政府委員 あんま、はり、き
う、——あんまはマッサージでござ
います。これも医療ということになりま
す。と、やはり相手の政府の許可を要
するといふことで、なかなか簡単でござ
いません。ただ、実際上非常に高い技
術を持った人がおられてその功績が認
められておるために、正式にはやつて
はいけませんが、黙認されてやつてお
るというふうなケースはございます。し

かし、われわれといたしましては、最初
からあんま、はり、きうが少いから
計画的に出すといふようなことまでは
考えておりませんが、すでに行かれた
方で、たとえば柔道をやつておった人
がマッサージをやったり、兼ねて、はり、
きうをやるといふようなケースは非
常に多いと思ひます。

○田原委員 やはり、外務省として
は、現地の人々の要望もありませんか
ら、積極的に渡航の許可なり現地開業
を指導すべきだと思ひますが、これは
ぼくの意見として申し上げておきま
す。

統一して今度は通産省関係のことにつ
いてお尋ねいたします。

日本政府の大きな援助によつてブラ
ジルにウジミナス製鉄所ができてお
り、すでに溶鉱炉は開いております。
私も数年前に現地を見たのであり
ますが、見てみますと、確かに大規模
な第一次製品はできるけれども、第二
次製品、第三次製品になりますと、地
元にその用意がない。したがって、製
品をそこから数百キロ離れたサンバ
ウロまで持つていかねければならぬと
いうことになる。したがって、ウジミ
ナス製鉄所のあるミナスヘリス州で
は、地元も要望しておるようであり
ますが、針金とか、くきとか、トタンと
かいつた第二次、第三次製品の中小工
場が出る必要があると見ており
ますが、一方、たとえば私の県の福岡
県八幡あたりには中小企業がたぐさ
んあります。時の政府の方針で製鉄所
の操短がありますと、すぐ中小企業に響
いて弱つておるようであります。した
がつて、これらの人々の技術・経験ある
いは資力等を活用して、せっかく製鉄

所をつくつたのですから、その厚みを
深める意味において、中小企業の積極
的な進出が望ましいのではないかと。ひ
とりウジミナス製鉄所付近だけではあ
りません。また、中小企業といつても
そういう町工場だけではありません。
たとえば、時計の修理あるいは売買、
あるいはめがね屋といふですか、万年
筆といふですか、家庭的に家内をや
つておる熟練技術者ですね。これはほと
んどないのです。したがって、これま
た非常に希望があると思ひます。ただ
し農業移住に限るとか言われると、そ
ういふ点で困つておりますが、向こう
で村をつくつておる日本人としては、
非常に高い金を出して、日本に送り返
して修理をしなければならぬ場合が多
いのであります。したがって、も
う少し中小企業の海外進出ということ
を具体的に考えられて、可能なところ
から次々に出すように奨励してはどう
かということが、現地の人々の希望な
んであります。あなたの方のいままで
とつた態度、もしくは今後の方針、こ
ういふものをこの機会に明らかにして
いただきたい。

○井上説明員 ただいま御質問に
なりました件、全く同感でございます。
われわれのほうも、これは南米、ブラジ
ルだけに限らず、低開発国の開発を
ずっと見てみますと、やはり中小企業
といふものを向こうが要望することが
非常に多いわけでありまして、したが
つて、結論から申しますと、われわれ
としても今後中小企業の進出というこ
を大いに考えていかなければならぬと
いう基本的な態度で臨みたいと思つて
おるわけですが、ただ、具体的に申し
上げますと、日本の中小企業でも、海

外務省として
は、現地の人々の要望もありませんか
ら、積極的に渡航の許可なり現地開業
を指導すべきだと思ひますが、これは
ぼくの意見として申し上げておきま
す。

統一して今度は通産省関係のことにつ
いてお尋ねいたします。

日本政府の大きな援助によつてブラ
ジルにウジミナス製鉄所ができてお
り、すでに溶鉱炉は開いております。
私も数年前に現地を見たのであり
ますが、見てみますと、確かに大規模
な第一次製品はできるけれども、第二
次製品、第三次製品になりますと、地
元にその用意がない。したがって、製
品をそこから数百キロ離れたサンバ
ウロまで持つていかねければならぬと
いうことになる。したがって、ウジミ
ナス製鉄所のあるミナスヘリス州で
は、地元も要望しておるようであり
ますが、針金とか、くきとか、トタンと
かいつた第二次、第三次製品の中小工
場が出る必要があると見ており
ますが、一方、たとえば私の県の福岡
県八幡あたりには中小企業がたぐさ
んあります。時の政府の方針で製鉄所
の操短がありますと、すぐ中小企業に響
いて弱つておるようであります。した
がつて、これらの人々の技術・経験ある
いは資力等を活用して、せっかく製鉄

所をつくつたのですから、その厚みを
深める意味において、中小企業の積極
的な進出が望ましいのではないかと。ひ
とりウジミナス製鉄所付近だけではあ
りません。また、中小企業といつても
そういう町工場だけではありません。
たとえば、時計の修理あるいは売買、
あるいはめがね屋といふですか、万年
筆といふですか、家庭的に家内をや
つておる熟練技術者ですね。これはほと
んどないのです。したがって、これま
た非常に希望があると思ひます。ただ
し農業移住に限るとか言われると、そ
ういふ点で困つておりますが、向こう
で村をつくつておる日本人としては、
非常に高い金を出して、日本に送り返
して修理をしなければならぬ場合が多
いのであります。したがって、も
う少し中小企業の海外進出ということ
を具体的に考えられて、可能なところ
から次々に出すように奨励してはどう
かということが、現地の人々の希望な
んであります。あなたの方のいままで
とつた態度、もしくは今後の方針、こ
ういふものをこの機会に明らかにして
いただきたい。

○井上説明員 ただいま御質問に
なりました件、全く同感でございます。
われわれのほうも、これは南米、ブラジ
ルだけに限らず、低開発国の開発を
ずっと見てみますと、やはり中小企業
といふものを向こうが要望することが
非常に多いわけでありまして、したが
つて、結論から申しますと、われわれ
としても今後中小企業の進出というこ
を大いに考えていかなければならぬと
いう基本的な態度で臨みたいと思つて
おるわけですが、ただ、具体的に申し
上げますと、日本の中小企業でも、海

外務省として
は、現地の人々の要望もありませんか
ら、積極的に渡航の許可なり現地開業
を指導すべきだと思ひますが、これは
ぼくの意見として申し上げておきま
す。

統一して今度は通産省関係のことにつ
いてお尋ねいたします。

外進出ということになりますと、いろいろ金融の能力とか、あるいは向こうの情報の収集ができてないとかいような具体的な問題で難点がございいますので、さしあたり、われわれとしては、そういう中小企業の進出についてのいろいろな投資環境、そういうもののPRとか、情報を流すということがまず必要ではないか、それは寄り寄りという投資相談所みたいなものをつくってやたらどうだろうというようになことを具体的に考えております。

そのほかに、金融能力の問題その地につきましましては、一方海外経済協力資金というようにもございいますので、その活用をはかることも必要かと思ひますが、ただ、海外進出ということになりますと、中小企業が一つ一つぽつぽつと行くのでは、いまのような点から見ると非常にむずかしい環境もありうかと思ひます。ちよつとお話しになりました、たとえばウジミナスとかあるいは石川島の造船所、あるいは大きな企業が行く場合に、機械産業につきましましては、御承知のように、一つの大きな機械産業が出て、その関連中小企業というものがいろいろつながるわけでありまして、したがって、そういう大きな企業とのつながりを関係づけて総合的に海外進出を考えていったらどうか。そうすれば、中小企業として、国内でのいろいろな産業における関連という点から見ても、親企業がいられる、かりに金融の面あるいは技術の面とか、そういうものでめんどろを見れるかと思ひます。何かそういうような総合的なことを中小企業の進出としては考えたほうがいいではないか。もちろん、個々の時計の修理とか、関連

の面その他の難点を排除しながら進出を考えていかなければならぬのではないかと思ひます。いまのような行き方一つのもつやりやすい行き方ではないか。これは国内のいろいろな中小企業の政策の問題もございいますので、中小企業庁ともよく相談いたしまして、そのほか関係各省とも相談して、基本的には前に申したような前向きな姿勢でひとつ大いにこの問題を推進していきたい、かように考えております。

○田原委員 実は大蔵省の方にはもう少し聞いてもらつたあとでお願いしたいと思つたのですが、あと運輸省、労働省、農林省と質問してまいりますが、金融の面が大切でありますから、いまもお話が出たように、中小企業を出すにしても、やはり資金の問題をもちよつと考慮してもらいたい。それでは、次に運輸省関係として船舶海運関係について伺います。あす三十一日ぶらじる丸が出帆するのですが、ブラジルのアマゾン下流のベレンに上陸して入国したい人が十数家族あったわけですが、船がそこへ寄らない。船会社にも聞きますと、荷物ならば五十トン以上、お客ならば五十人以上が同時に下船しないと船を着けるわけにいかないというので、ついにそのアマゾン行きの方々は一船延ばして待つておるわけだ。それから、もう一つは、澤田夫人のやつておられるエリザベス・サンダース・ホームが、アマゾン下流のベレンからちよつと行ったところにトマスという日本人の多い成功しておる村がありますが、そこに隣接して、敗戦による不幸な子供で希望する者はアマゾンに移して自己の運命を開拓させたいというので、土地を買つております。また、学生海外移住連盟というものがあつて、各大学五十校ぐらいの学生が連盟に入つておられて、その中の何名かができればあしたの船で第二次班として行きまして、土地の測量その他開設準備をやり、年内には第一回の戦災孤児の送出国をやる、これは国際的戦災孤児送出国であります、そういうことでエリザベス・サンダース・ホームの分園をつくる希望であつたのですけれども、大阪商船も商船会社ですから損失までは行けぬということ、で、ついにこれは延ばされておるのでございいます。これは、要するに、私しろとであります、戦前には台湾との間に命令航路があり、それから、青島、天津等に対しても命令航路がありまして、一定の寝台数を保証したわけですが、お客さんがいなくても、それだけの料金はある程度補償する。したがいて、郵船会社としても寄港ができるわけでありまして、あしたのぶらじる丸は、全取客能力約一千名に對して、七十名しか行かない。しかもそれが南ブラジルのサンパウロに上陸するのでありますから、これは船会社としてもやむを得ぬのではないかと。

そこで、海運局の方針として承りたのは、今度内閣から海外移住事業団法案が出され、従来のままの移住行政を一体的に総合していかうかという意図であり、それから、日本国内にも、この間内閣の調査室の統計が何かちよつと見ますと、何でも潜在移住者というものが一四でした。およそ百万の、国内で海外へ行つてもいいという人が統計上出ております。したがって、この船が寄港しないようなことでは、これはアマゾンに行きたい者があつても行けないわけだ。それから、現在スピードの問題もありませんが、ちよつと関連して申しますけれども、サントスまで三十八日かかりますから、何とかこれを一カ月ぐらいで行けないものかと思ひますが、それらをひくくする、海運行政における南米航路、特に移住船の命令航路もしくは他の方法による補助等によつて、行きたい者がどの船に乗つても目的の寄港地へ行けるというふうにあつてほしいと思ひますが、いまの辺まであな方は考えておられるか。それから、一体どこに難点があるか。難点を解決するためには、この尊敬する外務委員会の方々の御努力によつて解決し得ると思ひのであります。行政当局のお考え並びに方針をお聞かせ願ひたい。

○龜山説明員 お答えいたします。移住船の輸送者数が最近急激に減少してまいりまして、会社としても損失が大へん多くなつておるようでございますが、現在移住船として大阪商船が持つておりますものは五隻ございまして、年間大体八千人程度の輸送ができて体制になっております。これも、内閣の移住審議会等の要請もございまして、大阪商船において逐次整備をしてまいつた船でございいます。

そのほかに、金融能力の問題その地につきましましては、一方海外経済協力資金というようにもございいますので、その活用をはかることも必要かと思ひますが、ただ、海外進出ということになりますと、中小企業が一つ一つぽつぽつと行くのでは、いまのような点から見ると非常にむずかしい環境もありうかと思ひます。ちよつとお話しになりました、たとえばウジミナスとかあるいは石川島の造船所、あるいは大きな企業が行く場合に、機械産業につきましましては、御承知のように、一つの大きな機械産業が出て、その関連中小企業というものがいろいろつながるわけでありまして、したがって、そういう大きな企業とのつながりを関係づけて総合的に海外進出を考えていったらどうか。そうすれば、中小企業として、国内でのいろいろな産業における関連という点から見ても、親企業がいられる、かりに金融の面あるいは技術の面とか、そういうものでめんどろを見れるかと思ひます。何かそういうような総合的なことを中小企業の進出としては考えたほうがいいではないか。もちろん、個々の時計の修理とか、関連

の面その他の難点を排除しながら進出を考えていかなければならぬのではないかと思ひます。いまのような行き方一つのもつやりやすい行き方ではないか。これは国内のいろいろな中小企業の政策の問題もございいますので、中小企業庁ともよく相談いたしまして、そのほか関係各省とも相談して、基本的には前に申したような前向きな姿勢でひとつ大いにこの問題を推進していきたい、かように考えております。

○田原委員 実は大蔵省の方にはもう少し聞いてもらつたあとでお願いしたいと思つたのですが、あと運輸省、労働省、農林省と質問してまいりますが、金融の面が大切でありますから、いまもお話が出たように、中小企業を出すにしても、やはり資金の問題をもちよつと考慮してもらいたい。それでは、次に運輸省関係として船舶海運関係について伺います。あす三十一日ぶらじる丸が出帆するのですが、ブラジルのアマゾン下流のベレンに上陸して入国したい人が十数家族あったわけですが、船がそこへ寄らない。船会社にも聞きますと、荷物ならば五十トン以上、お客ならば五十人以上が同時に下船しないと船を着けるわけにいかないというので、ついにそのアマゾン行きの方々は一船延ばして待つておるわけだ。それから、もう一つは、澤田夫人のやつておられるエリザベス・サンダース・ホームが、アマゾン下流のベレンからちよつと行ったところにトマスという日本人の多い成功しておる村がありますが、そこに隣接して、敗戦による不幸な子供で希望する者はアマゾンに移して自己の運命を開拓させたいというので、土地を買つております。また、学生海外移住連盟というものがあつて、各大学五十校ぐらいの学生が連盟に入つておられて、その中の何名かができればあしたの船で第二次班として行きまして、土地の測量その他開設準備をやり、年内には第一回の戦災孤児の送出国をやる、これは国際的戦災孤児送出国であります、そういうことでエリザベス・サンダース・ホームの分園をつくる希望であつたのですけれども、大阪商船も商船会社ですから損失までは行けぬということ、で、ついにこれは延ばされておるのでございいます。これは、要するに、私しろとであります、戦前には台湾との間に命令航路があり、それから、青島、天津等に対しても命令航路がありまして、一定の寝台数を保証したわけですが、お客さんがいなくても、それだけの料金はある程度補償する。したがいて、郵船会社としても寄港ができるわけでありまして、あしたのぶらじる丸は、全取客能力約一千名に對して、七十名しか行かない。しかもそれが南ブラジルのサンパウロに上陸するのでありますから、これは船会社としてもやむを得ぬのではないかと。

そこで、海運局の方針として承りたのは、今度内閣から海外移住事業団法案が出され、従来のままの移住行政を一体的に総合していかうかという意図であり、それから、日本国内にも、この間内閣の調査室の統計が何かちよつと見ますと、何でも潜在移住者というものが一四でした。およそ百万の、国内で海外へ行つてもいいという人が統計上出ております。したがって、この船が寄港しないようなことでは、これはアマゾンに行きたい者があつても行けないわけだ。それから、現在スピードの問題もありませんが、ちよつと関連して申しますけれども、サントスまで三十八日かかりますから、何とかこれを一カ月ぐらいで行けないものかと思ひますが、それらをひくくする、海運行政における南米航路、特に移住船の命令航路もしくは他の方法による補助等によつて、行きたい者がどの船に乗つても目的の寄港地へ行けるというふうにあつてほしいと思ひますが、いまの辺まであな方は考えておられるか。それから、一体どこに難点があるか。難点を解決するためには、この尊敬する外務委員会の方々の御努力によつて解決し得ると思ひのであります。行政当局のお考え並びに方針をお聞かせ願ひたい。

○龜山説明員 お答えいたします。移住船の輸送者数が最近急激に減少してまいりまして、会社としても損失が大へん多くなつておるようでございますが、現在移住船として大阪商船が持つておりますものは五隻ございまして、年間大体八千人程度の輸送ができて体制になっております。これも、内閣の移住審議会等の要請もございまして、大阪商船において逐次整備をしてまいつた船でございいます。

そこで、移住者数が予定より少ない場合に、当然会社としては損失が起りますので、補助金を数年前から出しておるわけでございますけれども、実は、会社が現実にこうむつた損害よりも補助金の額が少ないということで、昨年度予算案として出して、今国会において御可決をいただきました予算では、従

によつて補償するという事で、いま申し上げましたように、会社側の移住者輸送に伴う損失四億四千百万円に對して約四億四千百万円、ほぼ同額の補助をするということにいたしましたわけでございます。私どもは、実は、予算折衝前におきましては、移民船として会社が船に装備いたしました席を全部政府において借り上げる、移住者がそのときどきの事情によりまして多少減りまして、会社としては何ら損失がないというふうな、全席を借り上げるという方式を考えたわけでございます。その後、外務省、大蔵省と御相談を申し上げ、予算案としてきまり、可決されたものは、實質的にはそれと同様に、あいた座席に対する全額の補償ということにいたしましたわけでございまして、なお、今後一席当たりの原価が漸次高騰してまいるといふふうなことでありますれば、その原価の計算もそれに伴つて上がつて、補助金の単価も上がつてまいるといふふうなことで、この方式で私どもは会社において現在五隻の船舶を移住船として維持でき得るであらうといふふうに考えております。ただ、会社が移住船によつて生じた今日までの損失は相当多額にのぼつておりますので、この補助金によつて、在来生じました損失、つまり、言いますれば、補助金の不足が累積したために生じた赤字というものは、なかなか埋まらないうわけでございます。これは、別途、海運政策全体の問題といたしまして、利子の猶予等を行なうことで、法案が現在国会で審議中でございます。そういう面によつて、大阪商船株式会社全体の経理状態が改善され、移民船の運航について遺憾のないようにいたしました

い、こういうふうなことを考へております。○田原委員 いま外務大臣も移住局長も聞かれたように、海外移住者が少ないために、方々に問題が起こり、特に、たつと税金が入つてゐる国費の中から四億数千万円というものを船会社に補償して払わなければならぬということとは、実にこれは恥づかしいことだと思ふのでありまして、もう少し熱心に海外協会連合会も募集宣伝等をやつて、せめて八千人の半分の四千人でも行つておれば、国の損失はもう少し少なかったのじゃないか。第一回のときに申し上げましたように、海協連の若手幹部の派閥争いや、自分の首のことにばかり考へておるために、少しも移住募集をしない、こういうところには私は國に迷惑をかけておる原因があるのじゃないかと思ひますから、よく氣をつけておいてもらいたいと思ひます。第二点は、料金ですが、四億何千万円という基礎は、おそらく移民さんの船賃でしよう。これは一般三等客と違ひますからね。一般三等客はブラジルのサントスまでがたしか十五万円をそこですが、移住者に対しては、割引をいたしまして、十万円をそこです。あります。ところが、商船会社の船に乗つた者が、あるとき七十名連判でロサンゼルスから私のところに手紙をよこしまして、まるで食ひものがないとおらぬ、馬に食わせるようなものしか食わせない、これではサントスに上陸したつて百姓はできぬ、働けないと言つてきた。これは、要するに、妙な形の割引があるからじゃないかと思ふ。海運局としては、船会社に対して、一般三等客を十五万円としたなら、移民さんも十五万円でもいいわけ

です。どうせ國が補助するのですから、せめて船内において人間並みのものを食わしてもらふことには、とうてい上陸早々重い労働ができません。したがつて、割引問題をどうお考えになるか。損失を補償されるというならば、移住者への三等の割引を廃止して、一般三等並みにして、そして待遇をよくしたほうがよくはないかと思ふのですが、海運局の方針と外務省の考へ方を聞かしてもらいたい。○龜山説明員 ただいま御指摘のごとく、一般の三等客のサントスまでの運賃は、昭和三十一年三月以降十五万四千四百四十円ということになっております。移住者の運賃は、移民保護法の規定によりまして外務省の認可運賃というところになっておりまして、昭和三十一年七月以降十二万二千円に据え置かれております。大抵三等客の運賃というものが会社としてほぼ原価を償ふことと利潤を含めてで上がつておるわけでございます。ただ、移住者の運賃との間に現在五万円程度の開きがございます。食料等は、一般三等と移住者というものの間に会社としては区別をいたさないといふやり方にいたしております。もちろん、特別三等、二等、一等、こういう上級クラスは、それぞれ料金に應じまして食料もそれよりいいわけでございます。実は、このように運賃の開きがございますが、先ほど申し上げましたように、運輸省といたしましては、運賃は移住者の負担、これを貸し付けます政府の負担という問題でございます。移住者運賃が会社の収入になるわけでございます。現在コストがこれより上回つておりますから、上回つ

たコストを基準にして補償をいたすというところにしております。つまり、現実に移住者を運送するためにかかりました食費その他手荷物運賃を含めて、運輸に要する一切の費用から移住者の運賃として入り込んだものを差し引いた額を補助いたしております。これは大蔵省と運輸省とで折衝をいたしました。現在三十八年度の予算の積算の根拠となりまして原価といふものは、十一万四百円が一席当たりの原価で、これはもちろん全部の席が一ぱいになつたときには大体一席当たり十一万四百円というのが会社としてかかる経費であります。もちろん、この場合に、経費の査定におきまして、実は食費は二百三十円。会社側では二百三十円ではとて移住者の方に十分な給与がでないといふことで、現実には二百七十円もしくはそれを上回る費用をかけておりますけれども、その点は二百三十円という積算において、先ほどちょっと触れましたけれども、今後コストの値上がり等によつてはこの単価を變えていきたいと申し上げましたのはその分をも含んでおるわけでございます。食費、賄費と申しますのは、主として原料費、調味料費でございます。それに要する人件費、熱カローリ等は船舶の船員費なり一般の運輸経費のうちでまかなわれております。私どもも、移住者の食料が低劣であるといふふうなことでまことに申しわけないことであり、遠く海外に雄飛される方が、しかも一カ月以上の長い期間にわたつて船の中で過ごされて、実は娯樂といつてない場合に、食料が一番氣にかかることとあります。したがつて、こういうところに会社としても細心の注意を払

うように指導してまいっております。今後ともそのように指導を続けたいと思ひます。それについては、その實際にかかりますコストを補助金の際に準備を引き上げるように今後大蔵省とも来年度以降は折衝して、移住者に対してそういう御不満のないように十分手当てをしていきたいと考へております。○田原委員 次は労働省の方にお願ひいたします。炭鉱離職者の南米移住の問題につきまして、従来の経過、それから今後の見通し、これに対する補助、援助、融資、それらの数字等もあわせてお聞きしたい。○三治政府委員 現在まで炭鉱離職者で海外へ行かれましたうちで、中南米地域につきましては五百三十七名になつております。全数では七百三十四名。中南米が五百三十七名。その海外移住資金の補助額は、昨年まで一名当たり九万円でございますが、三十八年度から二十万円に増額いたしております。○田原委員 今年以後の炭鉱離職者の中南米に行く見通しはどうですか。訓練、指導あるいは現地における世話等をひつくるめてお聞かせ願ひたい。○三治政府委員 現在今年度の目標数字はまだきめておりませんが、四月十日に知事あてにこの二十万円を基礎にして今年度以降炭鉱合理化によりまして離職者についてできる限り海外移住のあっせんをするように通知を出したところでございますが、今後外務省ともよく連絡しまして、この新組織を十分活用してできる限り多く海外移住をあっせんしていきたいといふことで、いまのところまだはっきりした目標数

○田原委員 次は農林省の方にお尋ねします。

南米各地に、小規模ながら、農事試験場というか、そこまではいつておらないようではありますが、ところによっては種苗園等があるようであります。

たとえばパラグアイではフラムあるいはアルトパラナに小規模のものがあ
る。それから、ブラジルの北部のアマ
ゾン川の中流のモンテアレグレにも種
苗園として村立四百町歩くくらいの規模
のものがある。これらの地方に住んで

おる日本人に対してどういふ農業指導をやっておるか。害虫駆除とか、肥料とか、あるいは作物の選択とかいうものに対してどの程度進めておられますか。それをちょっとお尋ねいたします。

○齋藤誠、政府委員　ただいまお尋ねになりました件につきましては、実は私のほうの直接的な所管になっておりませんので、むしろ外務省のほうからお答え願ったほうが的確だと存じますけれども、いまお話しになりましたように

うに、現在、ブラジル、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ等にそれぞれ試験場がございまして、海外協会連合会がおそらくこの指導に当たっておるものであらうと考えております。もちろん、その作物等につきましては、現地

において十分収益もあげられ、かつブラジルの農業としてできるだけ国際的にも消費性があるようなものというような作物が選択されて、試験の重点になっているものだとして承しておきます。たとえば、ゴムであるとか、

ジュートであるとか、あるいはコシヨ
ウであるとか、また、パラグアイで

ありますれば、ラミーであるとか、油キリであるとか、かんきつであるとか、そういったそれぞれの地域において消費性のあるものというような作物に重点が置かれて指導されておる、こう了承いたしております。

○**田原委員** それでは、外務省の移任局長にお尋ねいたしますが、これらの試験場の成績、概略でいいけれども、どこはどういうふうなものをつくつて、何名ぐらいの指導員が当たつておるか、どういう施設であるか、そういう点を……。

○高木政府委員 各地の試験場につきましては、最初外務省といたしましては農林省の御推薦をいただきました試験場長をバラグアイ、ポリビア等に送っております。あるいは現地の人をやつておるところもございますが、先

ほど農政局長から御答弁がございましたように、農政局長から御答弁がございましたように、たような大体の指導をしておりますが、概括的に申し上げますと、ポリビアのときは、試験場としてかなり成績をあげて、新しい作物の栽培、たとえば、最初ポリビアでは野菜は全然できない

のだというような感じを移住者が持っていたようではありますが、試験場が早く野菜をつくって、できるのだということで、移住者も野菜をつくり出した。現在米をやっておりますが、米以外にも、たとえばジュートだとかある

いはその他の農作物をつくるということ
とで、移住者の指導には非常な好成績
をあげておるように思います。パラダ
アイにつきましては、規模はかたりに
大きいのですが、それほど十分な成績
にはなっておらないと思います。これ

は、一つには場長の性格にもよりまして、そういうような試験に重点を置く

場合と、あるいは関連農場式の考えの人とございまして、今日のパラグアイの試験場はもう少し科学的な指導をしなければいけないのじゃないかというのが海協連等の関係の意見でございまして、ブラジルにつきましては、御承

知のとおり、サンパウロはすでに現地の邦人でありつぱな技術者がたくさんおられますから、あまり問題ごさいませぬ。アマゾンにつきましては、先ほど先生が言われたように、よき種をつくるというような点にむしろ重点が置かれておる。そして、本格的な農業試

驗、指導につきましては、ブラジルに国立でアメリカの資本あるいは学者及び各国の技術者の協力も得た農業研究所がございます。こういうものとタイアップしてやっていくということでございますが、実際上はそう大きな成績

はないと思います。こういう点で、われわれといたしましては、第一にブラジル側の試験機関とものと緊密な連絡をとりながら移住者の営農指導にもつと効果をあげたい、こういうふうに思っております。

○田原委員 私の見たところ、また地元のお百姓さんの話しているところによれば、試験場あるいは種苗圃はほんの形式的であって、予算もなければ設備もないし、人も足りない、したがって、食いつなぎ、自給自足程度である

というのです。いわゆる仏つくって碑
入れずである。やるならば、やはり、
地元のお百姓さん、特に日本人だけ
でなく、付近のブラジル人も利益す
こゝとでありますから、ブラジル政府も喜
ぶと思いますから、もつと予算と人事

と設備をいたしました。やるべきじゃないかと思うのです。予算については外

務省や大蔵省や農林省が話し合って増額すべきじゃないかと思うのです。必要などころには重点的にやるべきじゃないか。特にパラグアイやボリビアあるいはブラジルのアマゾンのごときとこです。なるほどアマゾンでは北伯

農事試験場というのが下流のベレンにはあります。私も二度は中を見ましたが、しかしながら、上流になって日本人の村になるとそれがないのです。ですから、一々片遣一週間もかかるような船に乗って行って試験の結果を勉強するわけにいかないのです。設備をつ

くつたのも少し力を入れるべきじゃないかと思うのです。具体的に言えば、農林省や各大学の農学部、あるいは各地の都道府県の農事試験場の技師等を交代で入れて、資格は外務事務官か外務技師でもいいと思いますから、

もっと積極的に実を結ぶようにしていただきたいと思うのです。これは将来のことなのですが、外務大臣の考え方を伺いたい。各地に新設されている豊農試験場の拡大強化、それから、必要なら人材を他省からもとっていくという

○大平国務大臣 御指摘のような方面でできるだけ努力してまいりたいと思っております。

○田原委員 せっかく農林省から来ら

れましたから、もう一つお尋ねしておきます。それは、海外に行きます農民は、日本の村におりますとほとんど農協に入っておくことは御承知のとおりであります。農協に入っておりますと、営農資金なり土地購入資金、その

他の便宜が供与されます。なおまた、資金のみならず、農機具あるいは農薬

等の購入についても協同組合の利便があります。つくった作物の販売についてもまた協同の利益があることは御承知のとおりであります。これが一歩海外へ参りますかどうか。非常な決心をして、土地を処理し、親類縁者とも

別れて、墓石まで売って家族もろとも参ります。参った後についての営農資金というのが必ずしも円滑にまた希望どおりに出てこないわけでもあります。これはもちろん日本の予算に縛られたりいろいろな金繰りもありましようかから、予定どおりいかんかもしれません。

けれども、少なくとも、体制としては、農林省と外務省が仲よく在留農民の営業上の資金その他について融通を積極的に行つてもらわなければいかぬと思うのです。もし、移住振興会社であるいは今度は事業団等の形になると思

いますか、そこで資金が足りないとい
うときに、国内の農協の持っている預
金を何かの形で先方の国の了承を得て
海外へ貸し出す方法はないか。います
でやっているところがあればそれをも
承りたい。それから、そういう方針が

農協中央会等で持てるかどうか問題だけれども、もしできたならば、外務省、農林省は積極的にこれに協力してやってもらえないか。日本におれば、農林漁業金融公庫からも貸すし、中央金庫からの融資もある。海外に行

けと言ったって、行ったら何も知らぬというのでは、行き手がないのはあたりまえです。でありますから、それに対するはっきりした計画なり目標なりを明らかにしてもらいたい。外務省、農林省両方から承りたいと思います。

○高木政府委員 農業協同組合傘下の農業者の海外移住の場合には、農業拓

植基金の活用ができます。

○田原委員 現地でできますか。

○高木政府委員 出る前でございます。出る前に、これが保証をいたしまして、移住会社から渡航前融資五十万円を受けるということを現在一部でやっております。しかし、向こうへ行きましてから日本の農協が金を貸すというようなことは、その実例がないように存じます。移住地におきます移住者に対する必要な営農融資につきましては、従来移住会社のやっておりますものが必ずしも十分でない点は御指摘のとおりでございます。できる限り積極的に必要な融資をするように努力してまいりまして、徐々にその道が開かれておるのでございますが、まだとても十分でないと思われる点は御指摘のとおりでございます。

○齋藤(誠)政府委員 制度の制度金融としての道のほかに国内における農協の資金等の活用を考えたかどうか、こういうお話でございます。私のほうも、できれば移住者につきましても携行資金の調達にあたって農協の資金が活用できるというようなことが一つの方法ではないかというふうにかねていろいろ検討しておるわけでありまして、向こうに行きますと結局組合員でなくなってくるというふうな関係もありまして、どうも直接現状においては貸しにくいというふうな状況になっておるわけでありまして、しかし、かりに家族の一員が向こうに行く、その際に、残った者がその携行資金の調達に当たるといふふうな道もあるわけでありまして、そういう際には、残った家族が農協から金を借りて、行く人を持たしてやって、その資金につきま

持たしてやって、その資金につきま

ては、農協から金を借りる際に、各県に拓植基金の保証制度が設けられておりますので、これらの保証基金から債務の保証をするというふうな道は現在講じておるわけでありまして、それが制度的にはいまのところ唯一の貸し付けの方法になっておるわけでございます。今後におきまして、何らかの形で、村に残った者と、それから外へ出て行った者と、こういうような関係につきまして積極的に農協が資金活用の道が講ぜられることができれば、さらに研究してみたいと考えておりますが、現状におきましては、いま申し上げたようなことに相なっておるわけでございます。

なお、団体自身、単協段階あるいは県連段階で、それに対して組合としていろいろの授産事業をやるというふうな際におきましては、これは農協内部の系統資金である程度の活用の道があるわけでございます。そういうことも含めまして、できるだけ円滑に営農ができるような措置につきましても今後なお研究を続けてまいりたい、こう思っておるわけでありまして、

○田原委員 次に大蔵省の方にお尋ねいたします。
ブラジルとアルゼンチンの焦げつき債権があることを聞いております。私の記憶にして間違いなければ、ブラジルが米ドルで六千万ドル相当、アルゼンチンが米ドルの二千万ドル相当あると聞いておりますが、その金額は間違いないでしょうか。それから、最近の償還状況はどうなっておりますか。
○荒川説明員 お答え申し上げます。ただいまの数字でございますが、御指摘の数字は、従来日本とブラジル、日

本とアルゼンチンの間で協定されておりましたオーブン勘定協定の貸し越し残高で焦げついた分の数字だと了解いたしましたが、昨年の十二月末現在で、ブラジルにつきまして千五百四十四万ドル、アルゼンチンにつきまして千五百四十万ドルでございます。と申しますのは、ブラジル、アルゼンチンともに、焦げつき債権につきまして、債権国が集まりまして協定をいたしまして、いわゆる年賦償還を受けることになっております。したがって、この新しい協定に基づきまして逐次年賦払いを受けております。したがって、残高とい

ましては、いま申し上げましたように、昔は確かにいま御指摘のような数字でございましたけれども、その後償還を受けまして、現在は、ブラジルにつきましては千百万ドル、アルゼンチンにつきましては三千五百万ドルになっております。

○田原委員 ブラジルの焦げつき債権の処理については、たしか一九六〇年にブラジルに対する債権国会議をパリクラブという名で開き、一九六一年にヘーグクラブという名でアルゼンチンに対する債権国会議を開いたわけでありまして、どういう年度別にそれを米ドルで日本内地へ返還させるか、現地通貨でやるか米ドルで受け取るか、アルゼンチンについてもその点をお伺いしたい。

めまして政府債権と、その後延べ払い輸出等で焦げついた分を含めまして、パリでこれまた債権国が集まりまして協定ができました。ただ、これにつきましては、いまアルゼンチン側の内閣が更迭したりしておりますもので、最終的な調印には至っておりませんが、パリ会議で合意されまして、これまた現金で年賦払いを受けております。

○田原委員 次はちょっと観点を變えてお尋ねいたしますが、私の調べたところによりますと、昨年十二月で、ブラジルのクルゼイロとドルの比率が、公定で一ドルが四百六十クルゼイロであり、フリーマーケットといいますが、日本では言えませんが、実際公然とやれるものが八百二十クルゼイロであるというのですが、それに間違いありませんか。それから、今年三月あるいは四月現在、五月現在でもいいですが、どれだけの増減があったか。

○荒川説明員 私どもは、六百萬何十クルゼイロであったか八百何十クルゼイロであったか記憶しておりませんけれども、ただ、ブラジルでは、三月の例のカーニバルの前後は割にクルゼイロが安定するときはあります。三月ごろからまた若干安定しているように聞いております。

○田原委員 そこで、日本から農民が移住しますときに、五千ドル平均の米ドルは携行が認められております。五千ドルというのは日本円にいたしまして百八十万円くらいになるわけですね。これをブラジルにある日本の銀行あるいは移住振興会社経由で受け取りますと、公定レートで受け取るわけでありまして、そうすると、実際には一ド

ルが八百二十クルゼイロしているのに、持っていくと約半分の四百六十クルゼイロで昨年は受け取っているわけでありまして、明らかに為替の面では非常な損をしているわけでありまして。それはフリーマーケット式にやれるかという、やはり、移住振興にいたしまして、なかなかそうはいかない。公定でやっておる。したがって、毎日毎人物価の上りますブラジルに新しく入植されて、いろいろな物を買う上において、隣は一ドル相当のものを八百二十クルゼイロ、新移民は公定どおり四百六十クルゼイロで買ったので、行った個人にとつては、損とは言わなくても困ることなんでしょう。これはどういふふうな処置されるか。それは向こうの相場だからやむを得ぬと言え

ばそれまでだが、為替差損というものを、こつちにもらうときのことばかり考えておつて、向こうに行く人に対する奨励なり利便がもっともない。そのままでいいのでしょうか、どうですか。

○荒川説明員 ブラジル各地いづれも為替レートが不安定でございます。移住者に限らず、進出企業の皆さま方も苦労しておられるように私も伺っておりますけれども、お答えといつてもまづ正面からの回答になりましかどうか、何せ為替の不安定は国が為替リスクを負うというわけにはなかなかまいりませんが、いづれにいたしまして、そういう進出された方面に対して、これはちょっと観点が違いますが、たとえば企業なんかにつきましては、親会社の方でめんどろを見ろということになれば、少なくとも役所といたしましてはそういった送金はお認

めする。ただ、為替リスクを国が負担するということ、われわれとしてはとても考えられないと申し上げていいかと思ひます。

○田原委員　そこで、大蔵省と、大蔵省出身で現在外務大臣になられておる大平さんと、両方にお尋ねしたい。外務大臣の方は移民をこれから奨励して出そうとする、それから大蔵省は単なる為替操作だけを見ておる、迷惑するのは新しく行った者だけというのでは、いかにも気の毒であります。こういうことはできないでしょうか。大蔵省とあなたがその話をされて、こういう焦げつき債権をそっくり現地のクルゼイロで受け取る、現地のブラジル銀行でもいいし、日本の為替銀行でもいいからそこに預ける、それをファンドにして、新移民の為替差損は補てんできぬにしても、営業資金や中小工業関係の資金等にそれを貸すような方法ではないものか。日本におりますと、御承知のとおり、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、国民金融公庫と、三公庫がありまして、日本におるならばそれらの便宜は一定の条件のもとに受けられるのです。海外に行きまして、大体携行資金が公定レートで非常な不利不便に追い込まれておる。現に日本はそこに金を貸しておるが、それは本国に引き揚げるのだというだけで、在留の移民に対するあたたい思ひやうがまったくもない。それだけではさみしいのじゃないか。そこで、政策論をいたしまして、特にブラジル、アルゼンチンにおいて、さしあたり、残つておる焦げつき資金を現地で受け取り、現地在留同胞に長期低利の公庫並みの扱いで融資してもらへる方法はあるまいか。これをやるならば、まず第一にブラジル政府もアルゼンチン政府も非常に喜ぶと思うんです。日本は高利貸しみたいにならずと前に貸したものをドルであくまで取り上げてしまふ、これじゃ一面において日本人を送るのうのに金銭関係で実にすげないことになるのではないかと。ぼつぼつそういう声もあります。ですから、政策論としての行き方と、大蔵省が国内で持つておる三公庫の国際的活用というか、ことばはおかしいけれども、さしあたり移住後十年間の者については焦げつき資金で融資するという何か親切がほしいと思う。まず外務大臣からこれに対する所感なり今後の考え方を聞かしてもらいたいと思うのです。

○大平國務大臣　非常に不敏にいたしまして、私はいま御指摘のような問題についての確にお答えする能力がないわけでございますが、先方の政府といたしまして、案ずるに、クルゼイロの安定ということが非常に大きな課題であると思うのでございまして、先方でクルゼイロ資金を開放いたしまして移民に動員するというような措置をとること自体、ブラジル政府としてはたいへん問題じゃないかと思うのでございまして。公定レートを堅持して、それにさや寄せすべくあらゆる施策を集中しておると思うのでございまして、まづこうからブラジル政府の金融政策というものと背馳した措置を日本側が要求するといつたとしても、それはなかなか先方が応諾しないのではないかと思ひます。ただし、いま田原委員が御指摘のような歴然たる不利不便、不都合というものはあることは、おおいに事実でございますまして、現実にブラジル国内においてブラジルの金融条件のもとにおきましてどのように移民者の利益を保護するかということにつきましては、私ももあらためて考え直して、可能な方途を生み出していかなければならぬものと思ひます。が、その辺の事情につきまして、もう少し事情に通じております移住局長から説明させます。

○高木政府委員　ただいま先生が御指摘になりましたインフレの危険を保護するためには、ブラジルにドルを持っていきます、ブラジルにドルを持っていくと、これを移住者に現地通貨で貸すということをやっております。ブラジルに關する限り、現在四百五十万ドルくらいスワップしておるように記憶しております。

それから、先ほど先生が言われました、こげつき債権を使つて移住者への融資をしたかどうかという考えは、実は二年か三年前にもございまして、移住者が当時のこげつき債権を担保にして金を借りたという交渉を非公式にはブラジルとやつたのであります。しかし、ブラジル側としては、こげつき債権は向こうの金融政策あるいは財政政策によつてこげつきかして行く方針であつて、これはいかなる形においても活用されることは財政を乱す、それを基礎にしてクルゼイロを借りれば、それだけインフレを激成するということに向かうの中央銀行で強い反対がございまして、何とかできるだろうといううようなことでずいぶん交渉したのですが、それはできなかったという経緯がございまして、そういうようなことでございまして、われわれといつたしましては、

現在やり得るのはスワップの方式でやつておるわけでございます。

○野田委員長　田原君に御注意します。が、大体お約束の時間が来ておりますから、また次回にゆつくりやつてくだされ。

○田原委員　それでは、いまの問題でちよつと決をつけておきたいのですが、ブラジル側の希望でこげつきがどうにも自由にならぬということでは、これはいたし方がありません。それならば、かわるべき方法としてこんなことはいかがでしょうか。これは大蔵省にお尋ねするとともに外務省のほうの御意見も聞きたいのですが、日本に公庫が三つあるのですから、一つの公庫から百億円ずつとして、三百億くらいを日本国内に預託するわけですか。そして、その利子くらいを運用して、向こうに送金するなりいろいろの方法を講ずる。当然国内におれば三公庫の利便を受ける資格がある人が行つておるのですから、拓殖資金とはちよつと違ひますけれども、海外移住事業基金のようなものを新たに政府の予算でなく公庫の操作でもってやれないのかどうか。あなた方はすぐ返事できぬかもしれないけれども、これは場合によつては大蔵大臣を呼んでやつてもいい。そういう方向でもいいから、何か大蔵省が少ししい姿勢を示してもらえぬだろうか。

○新保説明員　ただいま先生が仰せになりました考え方、構想というのは、突然でございまして、それに対する私どもの考えもいま直ちに申し上げるわけにはまいらないのでございまして、一応問題として考えられますのは、現在、中小企業を対象にしました

政府機関としましては、国民金融公庫、中小企業金融公庫、若干性格の変わるものとして半官半民の商工中央金庫というものがあるわけでございます。それは御承知のようにもつぱら国内における中小企業のいろいろな事業を助成する角度から政府資金で金融措置をはかるということをやつておるわけでございますが、しかし、海外におけるそういう事業に対してもそういう公庫を活用するという問題になりますと、これは金融制度としてかなり大きな問題になりますので、いろいろこれを制度化するには問題があるのではないかと考えております。ただ、一つの方法としまして、別途輸出入銀行というのがございまして、これは海外投資の金融に關しましてはかなりこまかな規定を置きまして、いろいろな資金需要に対応して資金供給ができるような形になっております。もちろん、いろいろ限界はありますけれども、これは、私もいろいろ具体的なケースにぶつかりまして、はたしてそういう場合に輸銀から資金供給ができるかどうか、研究しますと案外道が開けてくる場合があり得るわけでありまして。しかし、対象が中小企業というようなことになりま

すと、先生も御指摘のあらゆるケースを輸銀のそういう弾力的な運用によつて解決するというようにまいらない場合もかなりあると思ひますが、そういうわけでもございまして、しからばそういった現地における中小の事業者に対する資金的援助の機関としてどういう形のものが必要かということになりますと、たとえば、さしあたる問題としては、やはりこういう海外移住事業団の融資機能あるいは債務保証の機

関があるわけでは、国民金融公庫、中小企業金融公庫、若干性格の変わるものとして半官半民の商工中央金庫というものがあるわけでございます。それは御承知のようにもつぱら国内における中小企業のいろいろな事業を助成する角度から政府資金で金融措置をはかるということをやつておるわけでございますが、しかし、海外におけるそういう事業に対してもそういう公庫を活用するという問題になりますと、これは金融制度としてかなり大きな問題になりますので、いろいろこれを制度化するには問題があるのではないかと考えております。ただ、一つの方法としまして、別途輸出入銀行というのがございまして、これは海外投資の金融に關しましてはかなりこまかな規定を置きまして、いろいろな資金需要に対応して資金供給ができるような形になっております。もちろん、いろいろ限界はありますけれども、これは、私もいろいろ具体的なケースにぶつかりまして、はたしてそういう場合に輸銀から資金供給ができるかどうか、研究しますと案外道が開けてくる場合があり得るわけでありまして。しかし、対象が中小企業というようなことになりま

能というものを活用していくというのがさしあたりの解決策ではないかと思うのでございますが、三公庫が海外までする事業活動の分野を拡げるといふことにつきましては、かなりの問題があるかと思ひます。

○田原委員 外務大臣の答弁を聞きたいことがたくさんありますけれども、たいへん予定の時間が過ぎておりますから、私は個々の問題だけを出しておきますから、そこで、御答弁は次の機会にお願ひしたい。私は次の機会は逐条審議に入りたいと思ひますから、御承知お願ひしたい。

前回、海外協会連合会の中級幹部がいろいろ悪いことをやっておると言ひましたところ、たいへんな反響がありまして、そうだとおっしゃる手紙が来しておりますが、また、海協連の中級幹部から買収、脅迫が私のところに来ている。買収のほうはある中級幹部が五万円持つてきて、どうか田原先生移住事業を通してくださいと言つてきておる。そうすると、外務委員会で社会党が十二名ですから、一人四千七百十円ぐらいの買収で、戸叶女史、松本七郎君はそのぐらいの値打ちしかない。私はアルバイトですから半額の二千四百円ぐらい。ばかばかしいから、心配するな、三度の飯は食つてゐるからと言つて帰らせた。次は、名譽棄損で訴えろと言ふ。私は、許してもらつたほうがいいと思つて、材料を持つてゐる。今度は、十三派閥のうちの頭目、まだ若い男ですが、それが自分の派閥を集めてしゃべつておる中に、外務省と一戦を交えて、おれを首切るやうな放言を事業団をつぶしてしまふという放言をしておる。その中の者が私に忠告する

のですが、何か外務省から出向しておるまじめな男を追つ払つてしまふとかいふやうなことを言つておるやうであります。海外移住事業団法というのは、そんなに一職員の暴言でつぶれるものであるかどうか、これは野田委員長にも聞いてみたいと思ふ。私は五万円をいただきますでいい。今後ともいまだかぬつもりであります。海協連、移住振興会社は食うておる。そして外務省のおとなしい人たちはどうかつするやうなことは、移住事業団は、その職員がつぶさなくても、こっちが慎重審議してごらんに入れますよ。だから、あなたに一番大事なことは、勇気を持つことなんです。特にポリビアの支部の会計のびらん問題、これは私の方に相当材料があつております。あまりこまかいから出すのを控えておりますが、反撃してくるならば再反撃しますよ。せつかく優秀な政治家である大平さんが外務大臣になられた。ある意味において非常によいと思ふ。私はこの間変なことを言つて家内からおこられましたよ。あなたは大臣の顔がまづいなどと言ふが、あなたの顔はどうだと言われた。だから、あれは取り消します。(笑声) 顔はほめません。しかし、服だけはほめてあげます。

ともかく、先ほどから聞いていたように、これは関係各省に關係があり、海外在留同胞の味方にあなたがなると思われるので、どうか正しい仕事をやつてもらいたいと思ふ。そうしますと、切るべきものは切る、信實必罰がなくてはだめです。そのためには私は幾らでも悪党になつてあげます。私は

年寄りであります、これでも講道館の五段であります、一人や二人は料理する力を持つております。脅迫や買収にも応じませんから。この次も一回質問しますが、きょうはせつかく御多忙のところをお聞きいただきまして、ありがとうございます。御答弁を要求いたしません、決意だけはしていただきますと思ひます。そうでなければ、そう簡単に社会党は賛成できません。これは社会党、自民党のものでありません。日本民族の海外移住のお手伝い役としてりつぱな事業団となるかどうか、腐り果てた人事に対してはこの機会に一掃する決意があるかどうか、次の機会に御答弁いただきます。きょうはこれだけ申し上げまして私の質問を一応終わつておきます。

○野田委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

外務委員會議録第十五号中正誤
ページ 段 行 誤 正
一三 三 六 参観 参観